

保険料納付要件 (直近1年間)

図解 5

全ての期間保険料を免除している場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
免除年月日	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	28.7.2	28.7.2	28.7.2	28.7.2
年金制度	国民年金加入中																



▲
初診日
H28.11.10

初診日の前日 (H28.11.9) において初診日の前々月までの直近の1年間 (12月) に未納期間がないので保険料納付要件を満たしています。
(H28.9月～H27.10月までの1年間がすべて保険料免除期間になっているため)
国民年金の免除申請は、毎年7月以降にその年度分 (毎年7月から翌年6月まで) について行います。

図解 6

全ての期間保険料を免除しているが、初診日より後に免除申請した場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
免除年月日	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10	28.11.10
年金制度	国民年金加入中																



▲
初診日
H28.11.10

初診日の前日 (H28.11.9) において初診日の前々月までの直近の1年間 (12月) に未納期間がないので保険料納付要件を満たしているように見えますが、**初診日の前日 (H28.11.9) より後に保険料免除申請をしていますので、この場合は保険料免除期間となりえません。**

※年金制度は「保険」のしくみで運営しています。この図解の場合は、初診日より後に免除申請をしたので、逆選択となり、保険料免除期間として認められませんので、注意して下さい。(納付要件を確認する際は、免除の年月日まで確認が必要です)

※免除については、「申請日」にて納付要件を確認します。「免除承認日」ではありません。